

システム標準化に伴う税務関係証明書等の変更について

令和7年8月12日より、本町の業務システムが地方公共団体情報システム標準化対応となりました。

これまで、自治体ごと独自に定めていた通知書や証明書など帳票のレイアウトが、国の定める標準仕様に準拠したものに統一されます。

これにより、税務関係証明書等について表示内容等変更がありますので、代替手段とあわせてご確認ください。

有料分証明書の各手数料については、当面現行どおりです。

廃止・変更される証明書等	代替手段（有料）	代替手段（無料）
所得証明書（児童手当用） →標準化に伴い廃止	所得証明書・課税証明書	
評価額通知書 →廃止に伴い不動産登記申請用固定資産評価証明書の交付を終了	評価証明書（土地・家屋）	例年5月上旬発送の「固定資産税納税通知書」に同封の土地・家屋課税明細書 ※課税の場合のみ
名寄帳 →共有代表者のみ物件表示に変更 →1枚に4件分の表示	資産証明書 ※新 →所有者本人の土地・家屋にかかる資産の証明	
納税証明書 →過去の未納について有無非表示に変更	完納証明書 ※新 →証明年月日において滞納がないことの証明	